

8. 経営対策、担い手対策について

(6) 認定農業者のみが利用できるスーパージ資金は、生産調整実施者にその利用を限定していることから、結果的に認定農業者は生産調整を実施することが必須条件となっている。よって、認定農業者制度は、生産調整の達成のための手段としてのみ機能しているとの指摘がある。また、スーパージ資金を利用した認定農業者は、生産調整の未達成を原因に融資の一括強制償還を求められることとなっており、まさに生産調整のための認定農業者制度となっているとも言える。これらことから、認定農業者制度は、担い手の育成という当初の目的から変質しており、認定農業者制度の廃止を含めて、新たな担い手の育成策・規模拡大策を検討すべき時期に来ていると考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 認定農業者は、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者である以上、多様な消費者ニーズに即応し、安全・安心ニーズに応える環境保全型農法や、低コストを目指した直播農法の導入、加工品の開発・販売等の取組を行うなど、主体的判断に基づき創意工夫をし、多様な生産活動に取り組むことが必要である。

このような中、稲作経営を営む担い手については、米の消費量が減少し、需給が緩和していることから、米価が下落している状況にあり、経営規模の大きい担い手ほど米価の経営に与える影響が大きくなっている。

したがって、担い手の稲作経営の安定を図るためにも、生産調整により需給の均衡を図り、米価を安定させることが必要である。

2 このため、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目的とした認定農業者制度においても、農業経営改善計画の認定要件の一つである「その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること」について、生産調整対策が考慮されていない計画は、認定基準に適合しないものであるとの考え方を示し、生産調整対策との整合を図った運用を行ってきたところである。したがって、御指摘のように、担い手の育成という目的から変質したということはなく、今後とも認定農業者制度を的確に運用してまいりたい。

8. 経営対策、担い手対策について

(7) (6) の新たな担い手育成策・規模拡大策については、規模拡大計画を立案し、その規模拡大を達成した者に限定して支援を講ずるといった規模拡大利激励も、今後のWTO対策にもなり、極めて有効であると考えますが、見解を伺いたい。

(答)

1 経営規模の拡大は、農業者が所得の向上を図る上で極めて重要な要素の一つであり、これを経営改善の目標として推進することには大きな意味があるものと考えている。

ただし、農業生産に加えて、加工・販売等に取り組み、経営改善を図ろうとする農業者や、畜産や野菜など、経営面積は小さくても集約的な経営を行うことにより経営改善を図ろうとする農業者も各地に存在するところである。

2 このため、認定農業者制度においては、農業経営改善計画の農業経営の規模の拡大に関する目標が基本構想に示された経営規模を下回る場合や、基本構想に示されていない営農類型の経営であっても、合理的な生産方式を採用すること等によって目標所得等を実現し得るものであれば、認定するよう運用されている。

3 以上のような考え方は、19年10月に貴会議から「認定農業者の認定に当たっては、一律的に経営規模を目標や要件とするべきではなく、あくまで経営内容の健全性やビジネスモデル等に着眼して認定すべき」との質問事項に対して回答したところと同趣旨であるが、今回は、前回の貴会議の質問と正反対の質問内容であり、戸惑いを覚えているところである。

8. 経営対策、担い手対策について

(8) 集落営農の現状(全国的な集落営農数、経営状況)を教示願いたい。

併せて、集落営農については、それを支援する以上、経営及び決算状況を定量的に明らかにしているのか、教示願いたい。

併せて、法人化については、努力目標ではなく早急に義務付けるとともに、経営及び決算状況を開示すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 集落営農については、集落営農活動実態調査(平成年20月3月1日現在)によると、全国で13,062組織存在している。そのうち、水田・畑作経営所得安定対策の加入要件である、組織の規約を作成していること、共同販売経理を行っていること、5年後の農業生産法人化計画を有していることなど一定の要件を満たして本対策に加入している集落営農組織は、平成20年度で5,655組織となっている。

2 農林水産省では、これらの集落営農組織が、今後とも地域農業の担い手として経営発展することを促すため、水田・畑作経営所得安定対策をはじめ各種支援策を措置しているところであり、その経営改善などの取組状況について、集落営農活動実態調査などを通じて把握に努めているところである。

3 また、水田・畑作経営所得安定対策の交付金の交付対象となる集落営農組織については、認定農業者が農業経営改善計画を作成すると同様、法人化計画を作成し、国に提出しているところであり、この法人化計画の提出により、集落営農組織の経営規模などの経営の現状を把握している。

一方、その決算状況については、本年5月にアンケート調査を実施したところであり、今後その把握に努めていく考えである。

なお、補助金や交付金が交付の目的どおりに活用されたかどうかを把握するために必要な範囲を超えて、組織や構成員個人の財産状況を強制的に報告させることは困難と考えている。

4 集落営農組織の法人化については、経営管理能力の向上、対外信用能力の向上、農業従事者の福利厚生面の充実が図られやすいこと等のメリットがあり、その組織が継続的に安定的に農業経営を行うためには法人化を図ることが重要である。

そこで、水田・畑作経営所得安定対策の交付金の交付対象となる集落営農組織については、現行制度においても5年後の法人化を要件としている。

なお、水田・畑作経営所得安定対策に加入していない集落営農については、組織の目的や経営の発展状況が様々であり、これらに対して一律に法人化を求めることは適当でないと考えている。

8. 経営対策、担い手対策について

(9) 「担い手経営展開支援リース事業」について、次の内容を教示願いたい。

- ① 事業の内容を教示願いたい。

(答)

「担い手経営展開支援リース事業」(平成17年度～平成21年度)は、地域農業の担い手による設備投資を促進し、担い手が農業生産の大宗を担う力強い農業構造を実現するため、農業用機械・施設をリース方式で導入する場合に、リース料の一部を助成するものである。

② 事業の種類を「認定農業者等支援型」、「地域貢献農業者支援特別型(一般タイプ)」、「地域貢献農業者支援特別型(集落営農緊急支援タイプ)」の3つに分け、それら助成金額に差を設けているが、その理由を教示願いたい。

(答)

1 事業においては、担い手の取組内容に応じて「認定農業者等支援型」と「地域貢献農業者支援特別型」の2区分を設定している。

2 「認定農業者等支援型」は、経営改善計画等に従って規模拡大等に取り組み認定農業者等を対象としており、制度資金の借入れにより機械等を導入する場合と同等の負担額となるよう、リース料の12%程度(金利水準により変動)を助成額としている。

3 「地域貢献農業者支援特別型」は、市町村の助言を受けて策定した地域貢献計画に従って地域内の農用地について一定規模以上の利用集積を行う認定農業者、農業サービス事業者、集落営農組織等を対象としており、利用集積により多額の設備投資が必要となるとともに、地域農業の発展に広く貢献することを踏まえ、リース料の1/4以内を助成額としている。

4 さらに、「地域貢献農業者支援特別型」については、平成19年からの水田・畑作経営所得安定対策の導入を契機に財政基盤の脆弱な集落営農組織が多数組織化され、このような集落営農組織の初期投資負担を軽減し、経営の安定を図ることが緊急の課題となつたことから、平成20年度より新たに「集落営農緊急支援タイプ」を新設し、水田・畑作経営所得安定対策に加入する集落営農組織を対象に、リース料の1/2以内を助成することとしたものである。

③ 機械に対して助成する以上、再生産が行なわれるよう経営の継続を、助成基準の一つとすべきと考えられるが、どのような助成基準となっているか、教示願いたい。

(答)

1 本事業の助成基準は、以下のとおりである。

- ① 「認定農業者等支援型」
- ・ 認定農業者又は就農計画の認定を受けて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者であること
 - ・ 農業経営改善計画又は就農計画に即して農業用機械等の導入を図ること
- ② 「地域貢献農業者支援特別型（一般タイプ）」
- ・ 認定農業者、農業サービス事業者又は特定農用地利用規程に位置付けられた特定農業法人若しくは特定農業団体であること
 - ・ 利用集積を行う農用地の目標面積が一定規模以上である旨を盛り込んだ地域貢献計画を策定していること
- ③ 「地域貢献農業者支援特別型（集落営農緊急支援タイプ）」
- ・ 特定農用地利用規程に位置付けられた特定農業法人若しくは特定農業団体又は特定農業団体に準ずる農作業受託組織であること
 - ・ 利用集積を行う農用地の目標面積が一定規模以上である旨を盛り込んだ地域貢献計画を作成していること
 - ・ 経営規模の拡大等の経営改善に向けた取組や、経営収支の見込みについて盛り込んだ経営改善計画を作成していること

2 また、助成対象者の経営の継続については、リース料助成の決定に際して「担い手育成総合支援協議会」が作成する審査報告書において、助成対象者が地域の担い手として継続的に農業を行っていくものと認められるか否かを審査項目としている。

④ 経営の継続性を助成基準の一つとしてしているのであれば、法人化や経理の一元化がなされていない集落営農は、経営の継続性が判断できないと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 担い手育成総合支援協議会が審査する経営の継続性については、助成対象者の地域水田農業ビジョンにおける位置付けや水田・畑作経営所得安定対策の加入状況等から、その者が地域の担い手としての実態を有するかどうかという観点から判定している。

2 なお、本事業の対象とする集落営農組織（特定農業団体及び特定農業団体に準ずる組織）は、特定農用地利用規程の認定や水田・畑作経営所得安定対策の加入に際し、経理が一元化されており、かつ、法人化計画を作成することが条件とされている。

⑤ 農業経営に必要な機械は、認定農業者であるか否か、または、集落営農であるか否かなど、経営者や経営体の分類で決まるのではなく、経営基盤の大小、作物の内容で決めるべきものであると考える。したがって、助成するのであれば経営の継続性の判断基準とすることを前提に、現在の3タイプの分類を廃止し個々の経営基盤や作物に応じて助成するよう、改めるべきであると考えますが、見解を伺いたい。

(答)

1 本事業は、②で回答したとおり、担い手の取組内容や政策課題に対応して助成内容を定めており、単に経営者や経営体の分類で決めているものではない。

2 なお、助成対象者の経営基盤に応じて本事業を活用して導入する機械・施設の規模も異なることに加え、作物に応じて機械・施設の規模も異なってくるものと考えられ、本事業においても個々の経営体の事情に応じた助成が行われているところである。

8. 経営対策、担い手対策について

(10) 「畜産経営生産性向上支援リース事業」について

- ① 事業の内容をご教示願いたい。
- ② 農業経営者より、当該事業の対象となるリース会社が限定されており、従来取引しているリース会社が排除されているとの指摘があるが、どのようにリース会社を限定しているのか、ご教示願いたい。
- ③ 支援事業の趣旨と畜産経営者がどのリース会社を利用するかは、全く関係ないことから、リース会社を限定しないよう改めるべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

1 畜産経営については、最近の配合飼料価格の高騰等による生産コストの上昇に対応するため、畜産農家が生産性向上のための機械等を導入する必要があります。

2 本事業は、畜産農家が機械等を導入する場合に、負担の軽減を図るため、購入費の1/3を助成するとともに、残額について単年度の負担を軽減するため、ファイナンス・リース方式により支援する仕組みとなっています。
また、機械取得の原資を事業実施主体に供給することにより、リース料のうち金利に係る負担部分を抑制しています。

3 具体的には、

(1) 畜産農家は、自らの創意工夫や主体的な判断により経営に資する機械とその販売業者を選定した上で、農協等に申請

(2) 農協等は、当該機械等が、申請者の生産性向上に真に必要なものかを審査し、県内の予算額を超過する場合には、優先順位付け

(3) 事業実施主体は、限られた予算の効果的な活用の観点を踏まえ、各都道府県の実態に応じた予算枠を配分するとともに、農協等から都道府県を通じて提出された申請について審査を行い、適当と認めた申請については当該機械を購入して、畜産農家に貸付け

する仕組みとなっています。

4 このように、畜産農家自らの機械と購入業者の選定を可能とした上で、リース料を最小化するとともに、限られた予算を効果的に活用する仕組みとしていくところであり、かつ、事業実施主体については公募により選定されているところです。

8. 経営対策、担い手対策について

- (11) ① 「水田・畑作経営所得安定対策」の実施に伴い、農業経営の実態をどの程度把握し、どのような経営指標（生産性指標等）を根拠に事業対象者を選定しているのか、教示願いたい。

(答)

本対策の対象者は、認定農業者又は集落営農組織であって、その耕作の業務の規模が対象農産物（米穀、麦、大豆等）の効率的な生産を図る上で適切なものとして、認定農業者は4ha（北海道10ha）、集落営農組織は20haの経営規模を有することを基本としている。

これは、平成17年3月に公表された「農業構造の展望」及び「農業経営の展望」に掲げられている「効率のかつ安定的な農業経営」の経営規模に近づく努力を促すとの考え方に基づき、この望ましい経営規模の1/2を基本として設定したものである。

8. 経営対策、担い手対策について

- (11) ② 「水田・畑作経営所得安定対策」において、経営指標などを要件とし、経営の効率化に向けたインセンティブが働くような措置（申請さえすればもらえるものではないようにする措置）を講じているか、教示願いたい。

(答)

本対策の対象者は、

- (1) 認定を受けるに当たって市町村に提出した農業経営改善計画に従って経営改善を図る認定農業者であって一定の経営規模を有するもの
- (2) 地域の相当部分の農地を集積し将来法人化する計画を有するなど経営主体としての実体を有する集落営農組織であって一定の経営規模を有するもの
- としている。したがって、対象者として認められるには、土地利用型農業を営むのに必要な一定の耕作規模を確保し、経営改善を計画的に行う者である必要があるなど、現行の仕組みにおいても、経営の効率化に向けたインセンティブが働くような措置は講じられていると考えている。

8. 経営対策、担い手対策について

- (11) ③ 「水田・畑作経営所得安定対策」の実施後、その効果を検証しているのか、教示願いたい。
併せて、検証しているのであれば、検証結果教示願いたい。

(答)

「水田・畑作経営所得安定対策」の実施後、経営体の経営規模のデータ等により、本対策の効果について検証しているところである。

19年産から継続して加入している経営体の経営規模の平均は、認定農業者では14haから14.4haに、集落営農組織では36.6haから37.4haに拡大しており、農地が対策加入者に集積されて本対策の効果が着実に現れていると考えている。

8. 経営対策、担い手対策について

- (11) ④ 今後、国際競争力の確保が最重要課題となる農業経営において、根本的な収益性の改善に向けたコスト削減や規模拡大の実施など、経営改革の伴わない支援事業の効果は限定的であると考える。「水田・畑作経営所得安定対策」の実施については、根本的な収益性の改善を前提にし、その成果と連動するような仕組みを導入すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

本対策の対象者は、自らの経営を改善する計画（農業経営改善計画）について市町村から認定を受けた認定農業者又は地域の農地を集積し将来法人化する計画を有するなど経営主体としての実体を有する集落営農組織であり、土地利用型農業を営むのに必要な一定の耕作規模を確保し、経営改善を計画的に行う者である必要がある。

したがって、現行の仕組みにおいても、規模拡大等により効率的に農業経営を行うことにより、農業所得の向上を目指す者（集落営農にあつては、組織として規模拡大等の目標を定め、主たる従事者の農業所得の向上を図ることを目指すもの）でなければ、交付金の交付を受けられないなど、収益性の改善を前提とした仕組みとなっている。

13. 砂糖、でん粉等の価格調整、学校給食用牛乳事業の見直しについて
(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「砂糖、でん粉に関する
価格調整事業についても、経営者自身によるコスト削減意欲の向上や経
営体質の強化が促進されるよう、効率的・安定的な生産計画等の策定及
びその推進を図るようになるとともに、制度の仕組みやその運営状況に
ついて徹底した情報の提供・公開を進めることにより、コスト削減に向
けたインセンティブが働くようにすべきである。」【平成20年中措置】と
されたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

1 経営者自身によるコスト削減意欲の向上や経営体質の強化が促進されるよ
う、認定農業者の経営改善計画や地域における効率的な生産計画の策定を推
進するとともに、そのフォローアップを実施しました。

また、コスト削減に向けたインセンティブが働くように、砂糖及びでん粉
に関する価格調整制度の仕組みについて、分かりやすく解説したものを機構
ホームページに掲載するとともに、パンフレット等を活用し生産者等に再度
周知させ、情報の提供、公開を進めることとしています。

1 3. 砂糖、でん粉等の価格調整、学校給食用牛乳事業の見直しについて
(2) 規制改革推進のための第2次答申において、「農畜産業振興機構では、
国産生乳の需要拡大を通じた酪農の振興を図ることを目的として、学校
給食での牛乳提供の円滑化や個々の児童生徒への飲用習慣定着を推進す
るための普及啓発等の取組に対し補助を行っている。しかしながら、小
・中学校の児童生徒に必要な飲用及び食用習慣は、牛乳のみに限られる
ものではない。また、牛乳の飲用習慣は、家庭内の飲用習慣も重要であ
り、学校給食において牛乳を提供するだけで十分定着するものでもない。
したがって、学校給食全体での食習慣形成活動との関係や家庭内での牛
乳飲用習慣形成との関係も考慮にいれつつ、学校給食用牛乳供給事業に
ついては、その目的に照らして適切な事業内容となっているかという観
点から見直し、必要に応じた措置を講じるべきである。」【平成20年中
措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

1 学校給食終了後の牛乳飲用の習慣は、学校給食での飲用習慣だけでなく家
庭での飲用習慣も関係することから、学校給食及び家庭における牛乳飲用習
慣が学校給食終了後の牛乳飲用習慣の形成に及ぼす影響を把握するための手
法について研究を開始します。

2 学校給食用牛乳供給事業の目的の達成度を測る上での具体的な評価指標の
設定について検討します。